千葉市告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第３６条第１項、第５１条の２０第１項により、次の事業者を指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者として指定したので、法第５１条第１号、第５１条の３０第２項第１号の規定により告示します。

令和７年５月１３日

千葉市長　神　谷　俊　一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定の種類
むすびめホームヘルプサービス 千葉県千葉市稲毛区天台４丁目5-4	有限会社住まい工房おぬま 千葉県千葉市稲毛区天台５丁目21-12 代表取締役　小沼　宏	令和７年５月１日	1210107171	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
ケアプランむすびめ 千葉県千葉市稲毛区天台４丁目5-4	有限会社住まい工房おぬま 千葉県千葉市稲毛区天台５丁目21-12 代表取締役　小沼　宏	令和７年５月１日	1230101212	特定相談支援